

東みよし町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 東みよし町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業(浄化槽)

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	令和元年度 (供用開始後年数1年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適
処理区域内人口密度	-	流域下水道等への 接 続 の 有 無	なし
処 理 区 数	東みよし町内のうち、特定環境保全公共下水道事業計画区域を除いた区域		
浄化槽設置基数	浄化槽設置基数21基(令和元年度末時点)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	今後、人口減少が予想されることから、財政負担等を考慮し、町内のうち、特定環境保全公共下水道事業計画区域を除いた区域を浄化槽整備区域としました。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	(定額制) 5人槽4,020円、7人槽4,650円、10人槽5,530円、15人槽7,480円、20人槽10,040円、25人槽11,990円、30人槽13,680円、40人槽16,700円、50人槽20,150円				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和元年度	4,020 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和元年度	2,581 円
	平成30年度	該当なし		平成30年度	該当なし
	平成29年度	該当なし		平成29年度	該当なし

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m²あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m²を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	環境課にて浄化槽市町村整備推進事業を実施しており、担当職員は1名です。 環境課の業務は、廃棄物関係、墓地・火葬場関係、公害・環境関係、畜犬関係、浄化槽関係、上下水道関係となっております。 令和2年4月1日時点の一般事務職員は11人です。
事業運営組織	令和元年度の事業開始時から浄化槽整備、維持管理、使用料徴収にPFI方式を導入しました。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし。
	イ 指定管理者制度	該当なし。
	ウ PPP・PFI	令和元年度の事業開始時から浄化槽整備、維持管理、使用料徴収にPFI方式を導入しました。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和元年度決算に係る経営比較分析表を添付しております。 経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能な資料となります。ただし、本事業は令和元年度より供用開始され、これから浄化槽の本格的な設置・拡充が行われます。そのため現時点では、各指標が極端な数値を示し、類似団体等と比較分析ができません。また、令和元年度の決算数値しかないため、経年比較もできない状態です。
--

2. 将来の事業環境

(1) 使用料収入の見通し

設置基数に応じて増加する見込みです。(単位:千円)

項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
使用料	4	6,084	11,235	17,675	24,119	30,625	37,151	43,629	50,067	56,477	59,682	59,682

(2) 施設の見通し

令和10年度に1,000基設置を目標としています。(単位:基)

項目	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
設置基数	21	109	109	109	109	109	109	109	108	108	0	0
累計	21	130	239	348	457	566	675	784	892	1,000	1,000	1,000

(3) 組織の見通し

計画期間内の担当職員は1名を予定しています。

3. 経営の基本方針

東みよし町における生活排水の処理方式は、特定環境保全公共下水道事業による処理区が1地区(三好処理区)、それ以外の区域については、浄化槽設置整備事業により生活排水処理対策の整備を実施してきました。しかしながら、汚水処理人口普及率は、令和元年度末で43.6%であり、県内24市町村中22位と低く、県平均63.4%を大きく下回っている状況です。このようななか、町民の生活環境の向上と吉野川への生活雑排水の流入を減らし、より質の高い澄んだ川の復活を目指して、短時間での普及率の向上、効率的な維持管理、住民サービスの向上が期待できる浄化槽市町村整備推進事業をPFI方式で導入することとしました。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	内容
	令和元年度の事業開始時から浄化槽整備、維持管理、使用料徴収にPFI事業を導入しました。PFI方式による浄化槽整備期間は、令和元年10月から令和10年度末までの9年6ヶ月間であり、その間で1,000基の浄化槽整備を目指します。

○浄化槽整備等に関する事項

浄化槽設置工事費、単独処理浄化槽転換補助費、くみ取り槽転換補助費、宅内配管工事費を計上しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	内容
	浄化槽設置費用の財源としては、国庫補助金、県費補助金、工事分担金及び企業債を充てる計画としています。また、一般会計からの繰入金については、適正な繰入に努めていきます。

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

使用料は、定額制であり、浄化槽設置基数の増加により使用料収入も増収するよう計画しております。

○国庫補助金に関する事項

浄化槽設置工事費補助対象分の1/2、単独処理浄化槽転換工事費補助対象分の1/2、宅内配管工事費補助対象分の1/2を計上しています。

○県費補助金に関する事項

浄化槽設置工事費補助対象分の1/10、単独処理浄化槽転換工事費補助対象分の1/6、くみ取り槽転換工事費補助対象分の1/6、宅内配管工事費補助対象分の1/6を計上しています。

○工事分担金に関する事項

東みよし町浄化槽市町村整備推進事業条例施行規則に定められた金額を設置基数に応じて計上しています。

○企業債に関する事項

浄化槽設置工事費から国庫補助金、県費補助金、工事分担金を除いた費用を対象としています。

○繰入金に関する事項

営業収益で賄いきれない営業費用、及び建設改良費の転換補助金等は基準外繰入金で算定し、元利償還に充てる繰入分については、利息の全額、元金の一部を基準内で算定しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

1名分の職員給与費を計上しています。

○修繕に関する事項

修繕費については、経年劣化による浄化槽内部の修繕費を計上しています。

○委託費に関する事項

生活排水の適正処理には、浄化槽の適正な管理が重要です。浄化槽の維持管理はPFI事業者にて委託を行っていますが、委託費については設置基数に応じた、保守点検費用、清掃費用、法定検査費用、料金徴収費等を計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	今後、人口減少が予想されることから、財政負担等を考慮し、令和元年10月の事業開始時から市町村設置型(PFI方式)にて浄化槽整備を行うこととしてきました。計画期間中における見直し等の予定はありませんが、社会情勢等を注視しながら、必要に応じて検討します。
投資の平準化に関する事項	計画期間中に耐用年数に達する浄化槽はありませんが、社会情勢等を注視しながら必要に応じて検討します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	令和元年度の事業開始時より東みよし町内のうち、特定環境保全公共下水道事業計画区域を除いた区域において浄化槽整備、維持管理、使用料徴収にPFI方式を導入しました。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在のところ見直しの予定はありません。しかし、使用料収入で営業費用を賅っていない状況にあることから、使用料の改定も検討する必要があります。その場合は、公共下水道使用料金とのバランスや実施時期、改定内容等について慎重に判断してまいります。
資産活用による収入増加の取組について	転出等により使用されなくなった浄化槽について、活用方法を今後検討する必要があります。
その他の取組	建設改良にあたっては、国の有利な補助事業の活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保に努めていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	令和元年度の事業開始時より東みよし町内のうち、特定環境保全公共下水道事業計画区域を除いた区域において、浄化槽整備、維持管理、使用料徴収にPFI方式を導入しました。
職員給与費に関する事項	職員の異動はありますが、同額を見込んでいます。
動力費に関する事項	浄化槽の運転に係る電気料金は使用者の負担としているため、本事業に計上していません。
薬品費に関する事項	PFI事業者への委託費に含まれています。
修繕費に関する事項	修繕費については、経年劣化等による浄化槽内部の修繕費を計上しています。
委託費に関する事項	生活排水の適正処理には、浄化槽の適正な管理が必要です。浄化槽の維持管理は、PFI事業者へ委託を行っていますが、委託費については、使用料収入に見合う額を計上しています。
その他の取組	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCAサイクルの考えに基づき、定期的に検証を行うとともに見直しを行います。おおむね5年ごとに総合的な検証を行い、更なる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本戦略の更新を行います。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		前年度	本年度												
収益的収入	1 総 収 益 (A)	13,432	18,878	21,166	27,518	33,919	40,366	46,849	53,282	59,643	65,988	68,665	68,290		
	(1) 営 業 収 益 (B)	4	6,084	11,235	17,675	24,119	30,625	37,151	43,629	50,067	56,477	59,682	59,682		
	ア 料 金 収 入	4	6,084	11,235	17,675	24,119	30,625	37,151	43,629	50,067	56,477	59,682	59,682		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	13,428	12,794	9,931	9,843	9,800	9,741	9,698	9,653	9,576	9,511	8,983	8,608		
	ア 他 会 計 繰 入 金	13,428	12,793	9,930	9,842	9,799	9,740	9,697	9,652	9,575	9,510	8,982	8,607		
	イ そ の 他		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	13,087	19,223	21,166	27,518	33,919	40,366	46,849	53,282	59,643	65,988	68,665	68,290	
		(1) 営 業 費 用	13,087	19,023	20,879	27,057	33,283	39,552	45,857	52,120	58,319	64,510	67,126	66,784	
		ア 職 員 給 与 費	9,088	9,198	9,198	9,198	9,198	9,198	9,198	9,198	9,198	9,198	9,198	9,198	
		イ そ の 他	3,999	9,825	11,681	17,859	24,085	30,354	36,659	42,922	49,121	55,312	57,928	57,586	
		(2) 営 業 外 費 用		200	287	461	636	814	992	1,162	1,324	1,478	1,539	1,506	
		ア 支 払 利 息		200	287	461	636	814	992	1,162	1,324	1,478	1,539	1,506	
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		345	△ 345												
資本的収入		1 資 本 的 収 入 (F)	46,933	149,670	123,843	123,843	124,116	127,183	126,437	127,498	127,467	128,803	6,815	8,190	
		(1) 地 方 債 債 償	8,700	49,400	34,978	34,978	35,036	35,957	35,379	35,190	34,893	34,893			
		うち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	1,572	622	2,478	2,478	2,557	2,554	3,735	5,179	6,387	7,723	6,815	8,190	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	33,134	86,124	74,649	74,649	74,766	76,606	75,451	75,320	74,478	74,478				
	(6) 工 事 分 担 金	3,527	13,524	11,738	11,738	11,757	12,066	11,872	11,809	11,709	11,709				
	(7) そ の 他														
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	33,315	163,288	123,843	123,843	124,116	127,183	126,437	127,498	127,467	128,803	6,815	8,190	
		(1) 建 設 改 良 費	33,315	163,288	123,843	123,843	124,038	127,105	125,180	124,919	123,559	123,559	210	210	
		うち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)					78	78	1,257	2,579	3,908	5,244	6,605	7,980	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	13,618	△ 13,618													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	13,963	△ 13,963													
積 立 金 (K)															
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)		13,963													
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	13,963														
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	13,963														
実 質 収 支 黒 字 (P)															
(N)-(O) 赤 字 (Q)															
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)															
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	4	6,084	11,235	17,675	24,119	30,625	37,151	43,629	50,067	56,477	59,682	59,682			
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)															
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)															
地 方 債 残 高 (X)	8,700	58,100	93,078	128,056	163,014	198,893	233,015	265,626	296,611	326,260	319,655	311,675			

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
		前年度	本年度												
収益的収支分		13,428	12,793	9,930	9,842	9,799	9,740	9,697	9,652	9,575	9,510	8,982	8,607		
	うち 基 準 内 繰 入 金		200	287	461	636	814	992	1,162	1,324	1,478	1,539	1,506		
	うち 基 準 外 繰 入 金	13,428	12,593	9,643	9,381	9,163	8,926	8,705	8,490	8,251	8,032	7,443	7,101		
資本的収支分		1,572	622	2,478	2,478	2,557	2,554	3,735	5,179	6,387	7,723	6,815	8,190		
	うち 基 準 内 繰 入 金					38	38	538	1,030	1,523	2,017	2,522	3,035		
	うち 基 準 外 繰 入 金	1,572	622	2,478	2,478	2,519	2,516	3,197	4,149	4,864	5,706	4,293	5,155		
合 計	15,000	13,415	12,408	12,320	12,356	12,294	13,432	14,831	15,962	17,233	15,797	16,797			